

「川崎市中部身体障害者福祉会館」（作業室部分）仕様書

この仕様書は、川崎市中部身体障害者福祉会館作業室の管理にあたり標準的な条件を記載したもので、この仕様書の条件を踏まえたうえで、効果的・効率的な事業計画・収支予算書を作成してください。この標準仕様に上乗せする事業計画を提案する場合は、具体的な事業内容・費用見積りを提出してください。

なお、本仕様に記載のない事項は、「川崎市中部身体障害者福祉会館」（会館部分）指定管理仕様書」と共通の仕様とします。

1 施設の概要

(1) 名 称 川崎市中部身体障害者福祉会館作業室（通称：作業室こすぎ）

(2) 障害福祉サービス種別等

生活介護事業 定員 15名

就労継続支援B型事業 定員 10名

※原則として市内に居住する障害者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、サービス利用の支給決定を受けた者を利用対象者とします。

2 利用時間

月曜日から金曜日

午前8時30分から午後5時まで（送迎時間を含む）

※ 生活介護事業については、土曜日も開所を行うものとする。

3 休所日

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) その他、法人が特に定める日（土日イベントの振替休日、自然災害等による休所日等）

4 施設の目的

生活介護事業は、障害者総合支援法第5条第7項の規定に基づき、在宅の障害者に対して、日常生活上の支援や創意的な活動又は生産活動の機会の提供等を行い、利用者の自立の促進や在宅生活の質の向上を図ることを目的とします。

就労継続支援事業は、障害者総合支援法第5条第14項の規定に基づき、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とします。

また、本施設は特別支援学校等卒業生の進路の一つとしての役割を担い、重度の障害のある方が学校を卒業した後も地域でいきいきと暮らしていくための、日中活動の場として位置

付けています。

5 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準は、川崎市身体障害者福祉会館条例及びこれに基づく規則に定める規定に従うものとします。また、業務の範囲は次のとおりです。

- (1) 障害者総合支援法第5条第7項に規定された生活介護事業
- (2) 障害者総合支援法第5条第14項に規定された就労継続支援事業のうち、同法施行規則第6条の10第2号に規定された就労継続支援B型事業
- (3) 施設の維持管理
- (4) 自動販売機の設置・管理

利用者の利便性向上のため、自動販売機の設置については指定管理業務として位置づけ、指定管理者が設置し管理を行うことができることとします。

なお、自動販売機の設置は以下の条件によるものとします。

- ア 販売することができるものは、お茶、清涼飲料水、又はこれに類するものとし、アルコール飲料、たばこは除きます。
- イ 自動販売機の設置に伴う収入は、一定額利用者等へ還元するものとします。
- ウ 販売による収入については、原則、指定管理者に帰属するものとします。
- エ 自動販売機の設置・管理に要する費用は、指定管理者の負担とします。
- オ 自動販売機の設置、又は設置を取りやめる場合は、本市と協議の上、了承を得るものとします。
- カ 指定管理者の責任の元、管理運営を一元的に行ってください。
- キ 販売による収入については、毎年度終了後に本市に報告してください。

(5) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

6 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 利用者の最善の利益を考慮し、当該施設の効用を最大限に發揮し、利用者の福祉を積極的に増進するよう努めること。
- (2) コンプライアンス（法令順守）の徹底に取り組むこと。
- (3) 当該施設の運営管理を行うにあたっては、次の点に留意すること。
 - ア 利用者の平等な利用を確保すること。
 - イ 個人情報の保護を徹底すること。
 - ウ 社会福祉法、障害者総合支援法及び関係法令、政令、省令等を遵守し、管理の質の向上に積極的に取り組むこと。
 - エ 指定管理者の概要や運営方針等を、施設内に明確に掲示すること。
 - オ 施設利用ルールを、施設内に明確に掲示すること。
- (4) 効率的な運営に努め、管理経費の縮減に努めること。

7 職員配置基準

- (1) 職員の配置及び資格等については、本市が定める「川崎市障害福祉サービス事業の設備

及び運営の基準に関する条例」(平成24年条例第68号)及び「川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(平成24年条例第69号)を遵守するとともに、現行のサービス水準の低下を来たさない職員配置を行ってください。

- (2) 本市が定める基準に変更が生じた場合は、これに従い見直すものとします。
- (3) 職員配置については、同性介助に配慮するなど、利用者の支援が十分に行えるような配置を行ってください。
- (4) サービス管理責任者は、支障がない場合に限り、会館施設長の職務を兼ねることができるものとします。

8 管理・運営に関する費用

当該施設の管理・運営に必要な額とし、各年度について、事業計画に基づき管理運営に必要な全ての経費を見積るものとします。

ただし、経費の見積りにあたっては、次の点に留意してください。

(1) 指定期間の収入について

当該施設は、障害者総合支援法による収入（本市独自の加算を含む）が指定管理者の収入となります。

本市独自の加算については、川崎市給付費等及び施設経営調整加算支弁基準（別紙1）を参照してください。なお、当該基準を今後改正する場合には、これに準じるものとします。

指定管理業務を本市が示した水準どおりに実施する中で、利用料金収入等の増加、経費の縮減など指定管理者の努力によって生み出された余剰金は、原則として精算による返還は求めません。逆に、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合でも、指定管理料による補填は行いません。

ただし、原材料費の高騰や災害等による大規模な損害等赤字の原因が指定管理者にない場合は別に定める基準により補填可能とします。

(2) 光热水費について

光热水費の見積りにあたっては、中部身体障害者福祉会館作業室に係る費用（会館部分を除く）を計上してください。（参考：令和5年度施設光热水費合計 637千円）

(3) 施設の維持管理に関する業務について

建物全体に係る施設維持管理の委託契約業務は、中部身体障害者福祉会館が行います。会館に係る部分を除いた、作業室に係る費用を計上してください。

(4) 備品類について

ア 本市に属する備品等

開設時に本市で購入した備品及びそれらを買い替えた備品の所有権については、本市に属するものとします。

本市に属する備品の修理や買い替えに要する費用が、40万円未満の場合は、指定管理者の経費で対応するものとします。費用が40万円以上の場合は、本市と協議のうえ、対応するものとします。

イ 指定管理者に属する備品等

指定管理者が管理に必要として調達した備品類・消耗品を指定管理者の経費で購入した場合、所有権は指定管理者に属するものとします。これに係る修理又は買い替えに要する費用は、指定管理者の経費で対応するものとします。

ウ 本市に属する物品は、原則として指定管理者も川崎市物品会計規則第6条及び第11条に従い、本市と同様の管理を行うものとします。

(5) 修繕費の分担の考え方について

ア 大規模な修繕については、本市の大規模修繕計画に従い、本市の負担によって行います。

イ 通常の施設管理において破損したと認められる場合の修繕については、原則として本市の負担によって行います。(100万円未満の小規模修繕を除く。)

ウ 指定管理者の責めに帰すべき理由がある場合、及び100万円未満の小規模修繕については、指定管理者の負担によって行うものとします。

エ 指定管理者は修繕を行おうとする場合には、原則として本市に協議するものとし、疑義がある場合には、その都度費用負担と責任を協議した上で、修繕を実施するものとします。(100万円未満の小規模修繕を除く。)

9 利用者に対する工賃の支払

利用者に対する作業工賃については、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支給することとします。

10 その他の条件

(1) 現利用者をそのまま引き継ぐこととします。

(2) 現施設の事業内容、サービス水準を確保することとします。

(3) 利用者の状況に配慮し、現作業内容等を継承することとします。

(4) 本市の特別支援学校等の対策について、次の協力を行うこととします。

ア 特別支援学校等生徒の施設実習の受け入れを積極的に行うこと。

イ 特別支援学校等卒業生の受け入れ枠の確保に協力すること。

ウ 特別支援学校等卒業生の施設利用について、公正かつ円滑な利用調整に資するため、「川崎市特別支援学校等卒業予定者利用調整会議」の運営に協力するとともに、会議の結果を尊重して、利用者と契約を結ぶこと。